

宝塚市生活困窮世帯等の子どもに対する
生活学習支援事業（「たからっ子みらい塾」）
提案募集要項

令和7年（2025年）10月

宝塚市

1 趣旨

生活困窮世帯等の子どもが抱える精神面、経済面での課題に対応し、貧困の連鎖を防止するため、個別指導による学習習慣の定着を図り、高校進学等を後押しすること、また、生活困窮世帯等の養育や生活に対する支援を目的として、宝塚市生活困窮世帯等の子どもに対する生活学習支援事業（「たからっ子みらい塾」）（以下「事業」という。）を実施する。当事業の実施について、豊富な情報・経験・知識を有し業務遂行能力に優れた受託事業者を選定するため、公募型の企画提案を行うものである。

2 企画提案募集の概要

(1) 募集事業名

宝塚市生活困窮世帯等の子どもに対する生活学習支援事業（「たからっ子みらい塾」）

(2) 募集内容

民間の豊富な情報・経験・知識を活用した優れた提案を得るため、公募型プロポーザル方式を採用し、「1 趣旨」に沿った提案を募集するものである。

(3) 業務内容

別紙「宝塚市生活困窮世帯等の子どもに対する生活学習支援事業（「たからっ子みらい塾」）業務委託仕様書」のとおり。

なお、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務の一部（チラシ等の作成等）については、市の承認を得て委託することができるものとする。第三者へ業務を委託する場合は、市へ報告すること。

(4) 提出先

宝塚市 子ども未来部 子育て応援課

〒665-8665

宝塚市東洋町1番1号

TEL：0797-77-2196

電子メール：m-takarazuka0052@city.takarazuka.lg.jp

(5) 提案限度額

18,044,000 円（税込）

※消費税は10%で計算すること。

(6) 契約

プロポーザルで選定した受託候補者と協議の上、令和8年度の契約を締結する。

また、令和9年度及び令和10年度について、予算と委託継続の合意の両方が成立した場合、年度ごとに随意契約を締結する。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を全て満たす者でなければならない。

(1) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(2) 宝塚市指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。

- (4) 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年条例第 6 号。以下「暴力団排除条例」という。）第 2 条第 3 号に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。
- (7) 近畿地方（和歌山県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県）に本店若しくは支店、営業所等の事業活動拠点を有すること。

4 参加申請の提出

本企画提案に参加する者は、次の申請書類を提出期間内に提出しなければならない。

(1) 提出期限

令和 7 年（2025 年）12 月 11 日（木）午後 3 時まで

(2) 提出書類

- ア 参加申請書（代表者印押印済みのもの）（様式 1）
- イ 会社概要（様式 2）
- ウ 類似業務実績調書（様式 3）
- エ 見積書（任意様式、届出印を押印したもの）
- オ 企画提案書（任意様式、「4（7）企画提案書の様式及び内容」のとおり）
- カ 本業務の推進体制（様式 4）

宝塚市で業者登録を行っていない場合は上記ア～カに加え、下記キ～シを提出すること

- キ 登記事項証明書
- ク 「法人税」「消費税・地方消費税」の納税証明書
- ケ 宝塚市に事業所を有する場合は、法人市民税、固定資産税の直近一年間での納税証明書
- コ 印鑑証明書
- サ 使用印鑑届（様式 5）
- シ 委任状（様式 6）（※委任する場合のみ必要）

(3) 提出部数

上記ア～カについては原本 1 部、写し 6 部、上記キ～シについては原本 1 部を提出すること。

(4) 提出先

- ・「2（4）提出先」の住所及び電子メールアドレス宛

(5) 提出方法

- ・「2（4）提出先」まで、紙媒体を「4（3）提出部数」のとおり。提出書類のうち電子データで提出が可能なものについては、提案内容を入力した電子データ（PDF 又は WORD、EXCEL 形式）を電子メールにて提出すること。
- ・ファイル転送サービスは使用しないこと。
- ・ファイルにパスワードを設定する際は、zip 形式の圧縮ファイルに設定すること。
- ・また、到達確認の電話連絡を提案事業者が行うこと。

（閉庁日を除く月曜日から金曜日、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで）

(6) 電子メールのタイトル

「宝塚市生活困窮世帯等の子どもに対する生活学習支援事業 参加申請【会社名】」

(7) 企画提案書の様式及び内容

ア 様式

- ・様式の定めがあるものについては様式のとおり。様式の定めのないものについては原則A4版縦、横書きとする。ただし図表等について、必要に応じてA3版横も可とする。A3版の場合は片面で2ページと数える。
- ・目次を付すこと。
- ・表紙、目次等を含めて1部につき両面 40 ページ以内とし、ページ番号を付けること。2穴とじフラットファイルに左綴すること。
- ・企画提案書に会社名の記載は行わないこと。

イ 内容

- ・生活困窮世帯等が抱える問題や課題及びそれに対する取組の方針について
- ・生活困窮世帯等の子どもに対して生活・学習支援を行ううえでの、取組の方針、提案内容等について
- ・子どもの貧困対策における貧困の連鎖を断つ為の施策として当業務が担う役割について
- ・生活困窮世帯等の保護者からの養育相談や生活相談について
- ・職員体制及び人材育成の考え方について
- ・提案内容の費用対効果について
- ・個人情報保護の考え方について
- ・代替手段の有無について（一斉休校等で事業実施が困難となった場合の代替案、ICT教材、その他の手段で代替事業を実施できるか）
- ・年間スケジュールについて
- ・その他提案事項について

ウ 重複提案の禁止

- ・提案は1事業者につき、1つとする。

5 参加申請及び委託仕様書に関する質疑応答

(1) 質疑期間

令和7年（2025年）11月28日（金）午後3時まで

(2) 提出先

「2（4）提出先」の電子メールアドレス宛

(3) 質疑方法

- ・質問書（様式7）に記入して、提出すること。
- ・質問書をPDF形式（社印等が押印後のもの）と、Word形式でメールにて送信すること。（パスワードを設定する際は1つのフォルダにまとめ、zip形式にした上で設定すること。）
- ・また、到着確認の電話連絡を提案事業者が行うこと。（閉庁日を除く月曜日から金曜日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(4) 電子メールのタイトル

「宝塚市生活困窮世帯等の子どもに対する生活学習支援事業参加申請質疑【会社名】」

(5) 回答方法

回答は、令和7年（2025年）12月5日（金）午後3時から市ホームページで公開する。

6 留意事項

- (1) 提出書類に関する変更、差し替えまたは再提出は認めない。ただし、市が認めた場合はこの限りではない。

- (2) 提出書類に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 提出書類については事業者選定の目的のみに使用し、他の目的には使用しないものとする。
また、返却は行わないものとする。
- (4) 提案を辞退する場合は、速やかに辞退理由書（様式任意）で連絡すること。なお、辞退したことを理由に以降の選定等において不利益な取り扱いをすることはない。
- (5) 提出書類の内容について、市より問い合わせを行う場合がある。

7 質疑応答

質疑応答の内容は、本事業仕様書の追加、又は修正と見なすものとする。

8 提案募集及び契約までのスケジュール

令和7年11月5日(水)		募集開始(公示)、質疑受付開始
令和7年11月28日(金)	午後3時まで	質疑受付締切
令和7年12月5日(金)	午後3時から	質疑に対する回答
令和7年12月11日(木)	午後3時まで	提案書提出期限
令和7年12月12日(金)～		企画提案説明会通知または参加資格非該当通知
プレゼンテーション予定日 令和7年12月17日(水)予備日 令和7年12月18日(木)	日時は提案事業者数に応じて決定する	企画提案説明会
令和7年12月25日(木)予定		審査結果通知・受託候補者決定
令和8年1月5日(月) ～令和8年1月19日(月)		受託候補者と交渉
令和8年1月下旬以降		契約

※スケジュールについては、市の都合により変更する場合があります。

9 応募に要する費用

応募に要する費用は提案事業者の負担とする。

10 選考方法

(1) 審査及び選考の方法

参加申請通過者によるプレゼンテーションを実施する

実施日：令和7年（2025年）12月17日（水）【予備日】、12月18日（木）

※ 実施日及び開始時間等の詳細については参加提案事業者に別途通知する

1応募者につき40分（プレゼンテーション：20分以内、質疑応答：約20分）

担当者及び責任者が出席すること（出席人数は3名まで）

※ プレゼンテーションは、会社名がわからないように実施すること

(2) 審査項目

審査項目	採点割合	評価基準
① 過去の業務実績	10 / 100	選定評価基準 (別表)
② 本業務の推進体制	20 / 100	
③ 企画提案内容	65 / 100	
④ 提案内容の費用対効果	5 / 100	

※ 上記に加えて、地域経済活性化による加点を行う。

市内事業者、準市内事業者、市外事業者の3つに区分し、市内事業者及び準市内事業者に対して加点する。

(3) 審査方法

- ア 委託予定金額を超えている場合はその企画提案書は審査から除外する。
- イ 審査方法は、選定評価基準に基づく評価点により行う。評定にあたり、市職員で構成する評価審査会を設置する。
- ウ 選考については、選定評価基準に基づき評価審査会が評価点を算出する。評価点は各委員の評価点の合計値をもって審査会の評価点とし、これを応募者の評価点とする。
- エ 本プロポーザルに関して、提案事業者が1者のみの場合であっても、提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。なお、内容点（過去の業務実績・本業務の推進体制・提案内容の費用対効果・企画提案内容）の合計が満点の60%未満の場合には不採用とする。

(4) 受託候補者の選定

審査の結果、最高得点を獲得した提案書を作成した応募者を受託候補者として選定する。ただし、最高得点提案者が複数あった場合は、評価審査会の議決により選定する。

(5) 選考結果の通知

選考結果は、プレゼンテーションを実施したすべての団体に書面及び電子メールで通知する。

(6) 契約の締結

受託候補者選定後、企画提案の内容について協議を行い、協議が整い次第速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、契約の際には、改めて見積書を提出すること。

ただし、下記のいずれかに該当し、その者と契約締結ができない場合、同規定に該当しない者で評価順位が次順位の者を受託候補者とする。

- ア 本要項3に定める要件を満たすことができなくなったとき
- イ 契約交渉が成立しないとき、または受託候補者が本契約の締結を辞退したとき
- ウ その他の理由により契約の締結が不可能となったとき

(7) 再委託の禁止

本事業において受託者は、市が受託者と協議のうえ認めた一部の業務以外について再委託を禁止する。

1 1 失格条項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限が、本要項に適合していないとき
- (2) 提出書類の作成形式内容等が、本要項に適合していないとき
- (3) 提出書類の提出期限後に価格見積書の金額を訂正したとき
- (4) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たとき
- (5) プロポーザル手続きの過程（本要項の配布開始日から、受託候補者と合意に達するまで）で、本要項3の規定に抵触することが明らかとなったとき
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があったとき
- (7) 他の提案者と応募提案内容について相談を行ったとき
- (8) プレゼンテーション等に参加しなかったとき
- (9) 価格見積書の金額が、提案限度額を超過しているとき

1 2 その他

- (1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 受託候補者として選定された応募者の提出書類の内容は、本事業の契約の基本とする。
- (4) 受託候補者として選定された応募者の提出書類の内容は、市と受託候補者との協議のう

え変更することがある。

- (5) 提出書類は、宝塚市情報公開条例第5条に基づく公開請求等があった場合、原則公開となる。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、この情報に該当する部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。また、本プロポーザルの受託候補者選定前において、その決定に影響が出るおそれのある情報については、受託候補者決定後の公開とする。
- (6) 提出書類の作成のために市より受領した全ての資料は、市の了解なく公表又は使用することを禁止する。
- (7) 提出書類は返還しないとともに、本事業以外の用途には提案事業者が無断で使用しない。
- (8) 提出書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案事業者の負担とする。
- (9) 提出書類の押印については省略できる場合があるので、希望する際は事前に連絡すること。